名瀬労働基準監督署からのお知らせ



労基署だより

第 197 号
R8.11.9

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574

«鹿児島県最低賃金が改正されました»

確認 OK？最低賃金

時間額 1,090 円（令和 8 年 10 月 25 日効力発生）

鹿児島県最低賃金は、今までの時間額 1,026 円から 64 円引き上げられ時間額 1,090 円となりました。

10 月 25 日以降の勤務に対しては、パート・アルバイトなどの雇用形態や年齢を問わず、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。

※日額、月額に換算した場合の参考例（所定労働時間により異なります）

1 日 8 時間で日額に換算した場合

1,090 円 × 8 時間 ＝ 日額 8,720 円

1 日 8 時間、週休 2 日で月額に換算した場合

1.090 円 × 173 時間 20 分 ＝ 月額 188.934 円



しごとより、いのち。

11 月は「過労死等防止啓発月間」です。

～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

仕事は、たいせつ、でも、働き過ぎて、
心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはなりません。
どんなに時代や働き方や常識や価値観が変わっても、それは同じ。
あなたの職場環境、みんなで一緒に考え直してみませんか。

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

1 過労死等防止対策推進シンポジウム

【鹿児島会場】日時：11 月 18 日（水）13：30～15：30
会場：TKP ガーデンシティ鹿児島中央 3F 薩摩ホール

○基調講演**「産業医としてできること、やってきたこと**
～長時間労働防止や職場のハラスメント対策を中心に～」
原島 浩一 氏（原島産業医事務所代表）

○取組事例**「わが社における働き方改革への取り組みについて」**
鹿児島製茶株式会社

○過労死ご遺族による体験談発表

（お申込み・特設 HP は「過労死等防止対策推進シンポジウム」）

2 過重労働解消のためのセミナー

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、会場開催又はオンラインにより、「過重労働解消のためのセミナー」を実施します。また、特別企画として、「業務効率化セミナー」をオンラインにより実施します。（無料でどなたでも参加できます）

【鹿児島会場】日時：12 月 16 日（水）14：00～16：30
会場：宝山ホール 第 4 会議室

（お申込みは「令和 8 年度 過重労働解消のためのセミナー」特設サイトから ）

11 月は「労働保険未手続事業一掃強化月間」です。

労働保険（労災保険・雇用保険）は、政府所管の保険制度で、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。

必ず労働保険の加入手続を行うとともに労働保険料を納付しなければなりません。

鹿児島労働局ＨＰ

鹿児島県最低賃金
1 時間 1,090 円
（R8.10.25～）

「スタートアップ労働条件」
このサイトから、36 協定、1 年変形労働時間制、就業規則の電子申請が可能です。

- 労務、安衛管理 WEB 診断
- 働き方改革セルフチェック
- 電子申請様式作成支援
- 就業規則作成支援ツール